

# 令和8年度

佐賀県産業イノベーションセンター

## さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業 (特許等出願補助金)

知的財産を守り、育て、  
地域の新たな産業を創出するための  
補助金の紹介です。

発明・考案した新技術等を保護し事業拡大に活用するため  
特許権・実用新案権の取得に向けた取組みを助成する・・・



中部経済産業局発行  
『知財ビジネスマッチング ガイドブック』から  
図版引用

### 特許等出願補助金

#### ■応募可能

県内に事業所を有するものづくり中小企業者等

#### ■対象となる経費

- 特許出願料
- 出願審査請求料※1
  - ※1 令和9年1月29日までに審査請求と代理人への支払が完了したものに限り
- 実用新案登録出願料
- 代理人費用※2
  - ※2 交付申請前に実施する先行・類似技術調査に要する費用も含む

#### ■補助率と上限額

補助対象経費の2/3 上限30万円

**募集期間** 令和8年4月1日(水)～5月29日(金)

#### <お問い合わせ>

公益財団法人 佐賀県産業振興機構  
佐賀県産業イノベーションセンター  
技術振興課 TEL:0952-34-4413  
E-mail: kenkyuu@sagaperch.jp

詳細はQRコードからご確認ください。



## 補助金を申し込む前に必ずお読みください！

- 補助金は中小企業者等の皆さまの**事業活動をサポート**するものです。
- 補助金の支払いは事業の実施を確認させていただいた後（**後払い**）となります。
- 申請の方法や**補助の要件**については**募集要領を必ずご確認ください**。

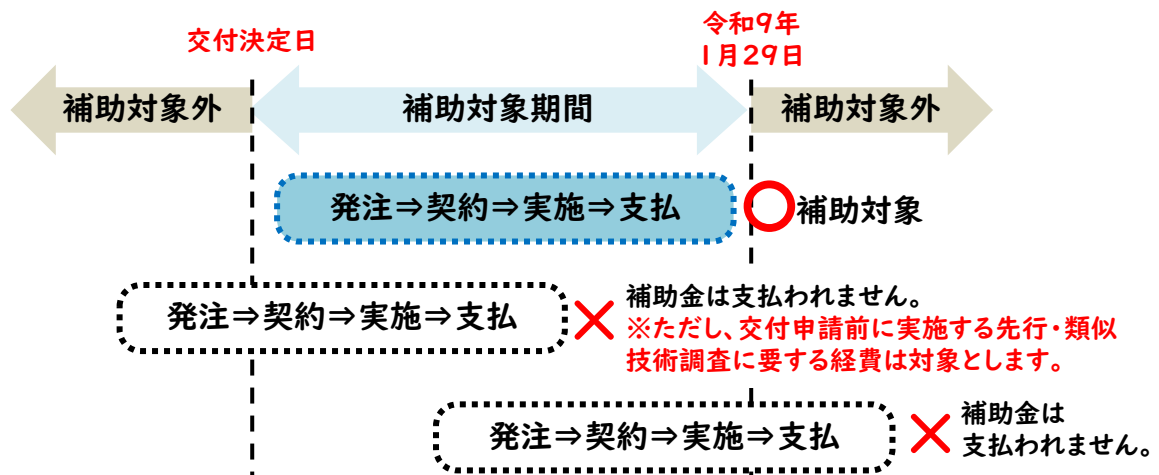
### ■ 補助金が支払われるまでの基本的な流れ



- ① 申請に必要な**書類をご提出**ください。
- ② 申請内容の**審査（書類審査）**を行います。
- ③ 審査を通過すると補助対象として採択し**交付決定を通知**します。
- ④ 補助対象となる**事業を実施**し、その**報告（実績報告）**をしていただきます。
- ⑤ 適正に事業と支払が行われたかを**検査**して**補助金の額の確定**をします。
- ⑥⑦ 確定した金額の**請求書をご提出**いただき、補助金をお**支払い**します。

### ■ 補助対象期間の考え方

- 補助金には、その対象となる期間（**補助対象期間**）があります。
- 発注・契約・実施（購入）・支払（決済）を**期間内で行う**必要があります。



補助金についての質問や相談は下記担当までお気軽に！

公益財団法人 佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 技術振興課

☎ 0952-34-4413 📧 : kenkyuu@sagaperch.jp